

# 「特定記録機関変更サービスの概要」

2020年1月現在  
みずほファクター株式会社

## 1. 特定記録機関変更記録とは

電子記録債権法の改正により法律上、電子記録債権は複数存在する記録機関間で移動させる（振替える）ことが可能となりました。

この記録機関変更のうち「特定記録機関変更」とは、メガバンク3行系列の記録機関で発生した電子記録債権を、全国銀行協会の記録機関である全銀電子債権ネットワーク（以下「でんさいネット」といいます）に振替えることを言います。電子記録債権者（納入企業）は、債権をでんさいネットに振替えることで、ご自身の取引銀行に割引の申込が可能になります。

## 2. お手続の概要（フロー）について

(1) お申込から記録機関変更までのフロー



(2) フロー説明

- ① 記録機関変更をご希望の納入企業さまは、事前に支払企業さまの了解をいただいで下さい。
- ② 納入企業さまは、みずほファクター（以下、弊社）に申込書類をご請求下さい。
- ③ 納入企業さまは、支払企業さまへ申込書類を送付いただき、支払企業さまから記名・押印を受けた申込書類の返送を受けていただきます。
- ④ 納入企業さまは、支払企業さま承諾済の申込書類を、弊社へご送付下さい。
- ⑤ 弊社は、申込書類を受付後、納入企業さまへ手数料の請求を行い、納入企業さまから手数料を受領した後、記録機関に対し変更記録請求を行います。
- ⑥ 不備等がない場合は、「特定記録機関変更記録」（電子記録債権の振替）が完了します。

## 3. サービスの利用条件について

(1) お取引先さまの条件

- ① 納入企業さまは、窓口金融機関（みずほ銀行以外のお取引金融機関でも可）との間で「債権者請求方式」（後記参照）による発生記録を請求できる内容の「でんさいネットの契約」を締結している必要があります。
- ② 支払企業さまは、みずほ銀行との間で「債権者請求方式」（後記参照）による発生記録を請求できる内容の「でんさいネットの契約（債務者利用）」を締結している必要があります。

(2) 特定記録機関変更の対象外となる債権

（以下は一般的な条件を記載していますが、お申込み時には「特定記録機関変更記録」を希望される電子記録債権が対象外とならないかについて詳細に確認させていただきます。）

- 債権金額が1万円未満である場合
- 発生記録に記録されている債権者以外の者が債権者である場合  
（例：債権譲渡が行われた場合や差押、相続があった場合はこれに該当します）
- 発生記録に記載されている債務者以外の者が債務者（電子記録保証人を含む）である場合  
（例：電ペイでは電子記録保証が記録されている場合が該当します）
- 支払等記録、分割記録、記録機関変更記録、強制執行等の電子記録がされている場合

「債権者請求方式」とは

- 納入企業さま(債権者)が電子記録債権の発生記録を請求し、窓口金融機関から当該請求があった旨の通知を受けた支払企業さま(債務者)が当該請求に応じた記録請求をすることで電子記録債権が発生する方式のことです。
- 記録機関変更記録を行うためには、「でんさいネット」側で納入企業さま・支払企業さま双方がこの「債権者請求方式」による発生記録を請求できる内容の利用契約を窓口金融機関との間で締結していることが必要であると定められております。なお、記録機関変更にあたってはその契約が必要となるだけで、変更対象の債権が「債権者請求方式」で発生したものである必要はありません(電ペイには「債権者請求方式」はありません)。
- 「債権者請求方式」の具体的な契約手続については、貴社の「でんさいネット」取引口座のある窓口金融機関へご照会ください。

以上